

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月4日（火）午前9時30分
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （14人）

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永渕久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第 164号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第 165号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第 166号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第 167号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構の貸借)

議案第 168号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用配分計画（案）の決定について

議案第 169号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構の売買)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸
農地係長 中川 博文
主 査 西村 壽真

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から平成29年度第38回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それではさっそく審議に入りたいと思います。それでは議事録署名者ですが11番の永淵委員と12番の中尾委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>本日の提出議案は164号が4件、165号が1件、166号が2件、167号が2件、168号が3件、169号が2件となっています。</p> <p>それでは議案第164号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>譲渡人は高齢で、将来的に農業を続けるのが難しいという事で、現在土地を処分している状況です。譲受人も農業を行っておりますので大丈夫だと思います。</p>

議長	永渕委員調査報告をお願いします。
永渕委員	坂口委員の報告のとおりです。
議長	それでは1番について異議ご意見ございませんか。 <異議なし>
議長	それでは1番異議なしと認めます。 続いて2番について、事務局説明願います。
事務局	(事務局説明)。
議長	水田委員調査報告をお願いします。
水田委員	現地で譲受人と確認しましたが、昔3条で所有権移転が終わっていたが、名義をきちんと変えることが出来ずに、今回再度申請しましたとの事でした。
議長	小道委員報告をお願いします。
小道委員	内容については水田委員の報告のとおりです。
議長	何かご意見、ご異議ございませんか。 <異議なし>
議長	2番異議なしと認めます。 続いて3番、事務局説明願います。
事務局	(事務局説明)
議長	辻委員、調査報告をお願いします。
辻委員	現地を確認しました。現在2畝でデコポン等を作っています。譲受人が管理していたとの事で、高齢になり、管理している方に譲りたいとの事でした。

議長	<p>それでは3番について、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>3番異議なしと認めます。</p> <p>それでは続きまして、4番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>永石委員調査報告をお願いします。</p>
永石委員	<p>分家分けで家を建てる時に誤って土地を譲渡してしまっていたとの事でした。</p>
議長	<p>お父さん同士が兄弟で誤って土地を分けてしまっていたと。それで、今回固定資産税の書類を見ていたところ、今回の件が判ったので、本家の方に返したいとの事で、言われていました。</p>
議長	<p>なにか意見等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>それでは原案通り決定したいと思います。</p> <p>それでは議案165号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請を受理したので、審議並びに意見を求める。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。説明資料は7から11ページ</p>

議長	<p>となっております。</p> <p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>10数年前に放牧をしたいとの事で、現在牛の放牧をしています。前はみかん園をしていて、その後、申請人が購入しています。ここに小屋を建てるので、よろしくお願ひしたいとの事でした。</p>
議長	<p>鬼石委員よろしくお願ひします。</p>
鬼石委員	<p>内容については坂口委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>それでは1番について、ご異議、ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、県に送付したいと思います。</p> <p>つづきまして、議案第166号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
事務局員	<p>この件につきまして、川崎委員の現場確認の際に玉ねぎの捨場になっていると連絡を受け、我々も確認をしました。それで、借り手を事務局に呼んで確認を取ったところ、玉ねぎを捨てているとの事でしたので、現在の状況では再設定は難しいと判断しています。</p> <p>借手には直ちにもとの農地に復帰すること、その後の再設定の申請については可能であると説明をしていますので、今回の件につきましては不受理という形でお願ひします。</p>

議長	<p>以上の理由ですから、取下げという事でよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>そういう事ですので、よろしく申し上げます。 それでは2番事務局お願いします。</p>
事務局	<p>(2番事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	<p>石島委員調査報告をお願いします</p>
石島委員	<p>貸し手は借手の奥さんのお父さんで、高齢により作るのが難しくなったので、お願いしたいとの事でした。で、親子関係ではあるけれど、農業委員会を通した方が良かったらという事でお願いしました。</p>
議長	<p>小川委員、お願いします。</p>
小川委員	<p>はい、今、石島委員の言った通りですが、今までも田植と稲刈りについては借手がしている状態です。理由としては、貸し手が足を怪我して、その後、畑仕事はするけれど、田んぼのお世話については娘婿である借手が行っていました。今回の件で正式に契約を結ぶ形となります。</p>
議長	<p>それでは2番について、ご意見ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>議案通り決定します。 それでは議案167号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権の決定について、1番事務局説明をお願いします。</p>

事務局	(事務局説明)
議長	それでは水田委員調査報告をお願いします。
水田委員	この件については、議案168号に関連してきますので、その時に。
議長	それでは、議案審議について、167号と168号を同時に審議してよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、167号と168号は同時に審議することにします。 それでは、2番説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	それでは続きまして議案第168号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律による貸借権及び使用貸借権設定について、1番、事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
議長	それでは水田委員、調査報告をお願いします。
水田委員	借手と貸し手は親戚関係にあります。貸し手は大工もされてて、なかなか畑も難しいとの事で、貸借するとの事でした。もう現在作業もされてます。耕作出来る部分だけ作業を行うとの事で、傾斜部分は木が植えたままとなっています。
議長	それでは2番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) 「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい

	<p>ると考えます。」</p>
議長	<p>水田委員調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>貸し手に話を聞いたところ、数年前に脳梗塞で耕作が難しいとの事で、借り手については、作業をすると聞き取りました。3番については、自宅でお話をしてきました。3番の借手も耕作をずっと聞いています。</p>
議長	<p>小川委員、調査報告をお願いします。</p>
小川委員	<p>水田委員の報告のとおりですが、今回提出されている畑についてはとても耕作しやすい所になっています。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは議案167号1番、2番につきまして、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは議案通り決定いたします。</p>
中尾委員	<p>つづきまして、議案第168号、1番、2番、3番につきまして、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは議案通り決定します。</p>
小道委員	<p>それでは続きまして議案第169号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による所有権移転について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>石島委員、調査報告をお願いします。</p>
石島委員	<p>売り手につきましては、以前は別の町の役場にお勤めで、8年く</p>

議長	<p>らい前に太良に帰ってこられましたが、腰が悪く、耕作はなかなか難しいという事をおっしゃってました。それで6月20日にあっせん委員会を開催し、来月提出される買い手の方に決まっています。この方につきましては、売り手の土地の横を耕作されていて、現地をご覧になるとわかりますが、改植もされて、きれいに耕作されます。買い手につきましては、同じ地区の方でもあり、問題もないと思われます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、ご意見ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは原案通り決定したいと思ひます。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願ひいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第38回総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成29年 7月 4日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 永 渕 久留美

議事録署名者 中 尾 昭 一